

件名 インディアナ州における自宅滞在命令の延長について（更新）

ポイント

（6日に署名された命令の内容を踏まえ、罰則関係の規定を更新しました。）

4月3日、インディアナ州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を4月20日23時59分まで延長することが発表されました（命令への署名は4月6日実施）。また、学校については、6月5日（今期のスクールイヤーの終了）まで休校とすることが発表されています。状況によってはその後も継続する可能性があります。

企業が今次命令の関連規定に従わない場合は、最長180日の収監及び最大1,000ドルの罰金が科される可能性があります。

本文

4月3日、インディアナ州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を4月20日23時59分まで延長することが発表されました（命令への署名は4月6日実施）。また、学校については、6月5日（今期のスクールイヤーの終了）まで休校とすることが発表されています。状況によってはその後も継続する可能性があります。

自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。「必要不可欠な活動」を除き、公私を問わず住居外でのいかなる人数の集まり、また、住居内においても10人以上の集まりは禁止されています。

可能な外出の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング、犬の散歩
- ・他人の介護
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

（「必要不可欠な活動 (Essential Activities)」 「必要不可欠な仕事 (Essential Businesses and Operations)」の詳細については、以下を参照願います。）

<https://www.in.gov/gov/files/Executive%20Order%2020-18%20Cont%20Stay%20at%20Home%20Restaurants%20Govt%20ps.pdf>

スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。

また、新たに組織される法執行対応チームが企業等の命令違反に係る通報に対して調査を行うこととなりました。この命令に従わない場合は、法執行対応チームが口頭での警告を行います。それでも命令に従わない場合には、書面による中止命令が出され、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官が起訴し、最長 180 日の収監及び最大 1,000 ドルの罰金が科される可能性があります。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで (事件、事故、その他緊急の用件) は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。